

平成 22 年 9 月 30 日 総務委員会

○**小林委員** 私の方からは、東京都監理団体活用方針につきまして、基本的なことも含めて端的に何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

監理団体改革につきましては、私ども公明党も長年にわたり全力で取り組んでまいりました。ここ最近におきましても、平成二十年の第三回定例会、そしてまた本年の第二回定例会、そしてこの第三回定例会と、代表質問において、監理団体また外郭団体改革について推進をしてまいりました。現在、党内におきましても、外郭団体改革推進プロジェクトチームを新たに立ち上げて、監理団体にとどまらず、報告団体も含めた一層の外郭団体改革に今現在取り組んでいるところであります。

ここ十年余りを見ましても、団体数も半減し、都の派遣職員数でも大幅な削減となるなど、着実な成果を今日まで上げてきておるところでありますけれども、このたび、この監理団体を一層積極的に活用していくという、この東京都監理団体活用方針を策定されましたけれども、初めに、なぜこの活用方針を策定したのかを改めてお伺いをいたします。

○**土淵行政改革推進部長** 都職員の大量退職が当面続くとともに、大幅な税収減に直面し厳しい財政環境の継続が想定されるなど、都政を取り巻く環境は厳しくなっています。こうした状況下でも、新たな行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、政策を効果的に推進していくには、監理団体の担う役割は一層その重みを増していると認識しております。

一方、行政サービス実施に当たっての公民の役割分担や、公と民の性質をあわせ持つメリットの発揮など、監理団体の活用のあり方にはさまざまな議論があります。そのため今回、改めてすべての監理団体について位置づけを検証し、都政の推進における重要なパートナーとしての存在意義や活用の考え方を明らかにした東京都監理団体活用方針を策定したものでございます。

○**小林委員** 現在の監理団体が担っている事業は、都から事業移管を受けてきたものも多く、都政を推進していく上での重要なパートナーとして位置づけ、今まで以上に活用していくというご答弁でありましたけれども、確認のためお伺いをさせていただきますが、都政において監理団体を活用する意義についてお伺いをいたします。

○**土淵行政改革推進部長** 監理団体は、採算性等から市場にゆだねられない業務を行う公共、いわゆる第一セクターの側面と、機動的に事業を展開しつつコスト重視に基づく効率的な経営を行う民間、いわゆる第二セクターの両方の側面をあわせ持っています。

そのため、公益性、公共性を確保しつつ、都が直接実施するよりも効率的に、より高度なサービスが提供できるメリットを活用することで、都政との連動性の高い業務を都と連携しながら一体となって実施することが可能となります。

○**小林委員** この活用方針の中では、各団体ごとに、都政との関連での存在意義また活用の考え方が明示されておりますが、監理団体を積極活用していくに当たっては、何より都民サービスが向上していくこと、そしてまた効率的、効果的にこの都民サービスが提供されるのかという視点が非常に重要であるというふうに思います。しかし、監理団体の積極活用ということが、監理団体の

扱う業務が無条件に拡大していくかのような誤解を都民に与えてはならないというふうに考えております。

活用方針では、監理団体の業務について不断の見直しを行うとしていますが、監理団体が行う業務の見直しの考え方についてお伺いをいたします。

○土渕行政改革推進部長 都政の一翼を担うという監理団体の役割は変わりませんが、監理団体の担う業務は、都の施策と社会経済状況の変化により常に変化するものであり、不断の検証が不可欠であると考えております。これまでも監理団体の業務につきましては、都が行政責任を果たしつつ、都民サービスを向上させるため、都と監理団体と民間でいかに役割分担をすべきかという視点で検証を行ってきました。

本年度より、事業評価を充実し、都が監理団体に委託している事業等につきまして、事業効果や効率性のみならず、団体がその事業を実施する妥当性等についても精査を行っていきます。こうした手法も取り入れながら、監理団体の担う業務につきまして適時適切に見直しを行ってまいります。

○小林委員 今ご答弁にもありましたように、監理団体の業務を不断に検証していく、また適時適切に見直すとのことでございますけれども、さらなる改革の推進につながるよう検証していただきたいというふうに思います。

今後、一層監理団体の活用を進めるに当たっては、活用方針において具体的な活用事例といたしまして、監理団体を指定管理者として特命で選定することが可能となっておりますけれども、指定管理者制度における監理団体の特命選定の意義についてお伺いをいたします。

○土渕行政改革推進部長 現在、指定管理者の制度を導入している公の施設には、都が施策の展開に当たって当該施設を積極的に活用する必要がある施設など、一般の施設とは異なる性格を有する施設もあります。

このような政策連動性、管理運営の特殊性が高い公の施設につきましては、団体の特質や位置づけを精査しかつ最適な管理者であることなど理由を明確にした上で、行政支援、補完機能を有する監理団体を特命で選定することが可能となるよう見直しを図っています。これにより、施設の特性に応じた適切な指定管理者の選定のもと、良好なサービスの安定的な提供につながるものと考えております。

○小林委員 この活用方針、これを本当に意義あるものとして監理団体の積極活用を推進していくに当たっては、当然のことながら、都民への説明責任を十分に果たしていくということが非常に大事になってくるというふうに思います。

この活用方針の中では、これまでの契約情報の公表基準の見直しを行い、経営の透明性の向上に取り組むこととしておりますけれども、今回の契約情報の公表範囲の拡大についての考え方についてお伺いをいたします。

○土渕行政改革推進部長 これまでも、監理団体が締結する契約のうち一億円以上のすべての契約につきまして、契約相手方や件名などの情報を公表するなど、経営の透明性の向上に努め

できました。

今後は、団体が都から特命で受託する事業等につきましては、都民への説明責任を果たす観点から、都の工事契約に関する基準を参考に、契約情報の公表基準を二百五十万円以上とし、契約件名、契約相手方、契約金額等を公表するなど、より一層の契約の透明性の向上に取り組んでいきます。

また、公募で都の指定管理者に選定されたものや、都の入札に参加し受託した事業につきましても、経営情報を公表することが団体の競争性を阻害するおそれのあるなどの場合を除き、公表範囲を拡大するよう指導してまいります。

○**小林委員** ありがとうございます。

最後に、契約情報の透明性の向上とあわせた新たな取り組みといたしまして、事業評価の充実という項目がこの活用方針の中に入っております。この活用方針の中では、監理団体を通じて都が実施する事業について、これまで以上に厳しく評価していく必要があるというふうに言及をされておりますけれども、先ほどのご答弁でも監理団体の事業の見直しに活用していくというふうにありましたけれども、新たな観点としてこの事業評価、これが具体的にどのように充実されるのかをお伺いをいたします。

○**土渕行政改革推進部長** 事業評価は、財務局が主管で実施しているものですが、監理団体に関する事業評価につきましては、本年度から総務局も協力して実施してまいります。

具体的には、都が監理団体に委託している事業等につきまして、これまでは事業効果や効率性に着目した評価を行ってまいりましたが、団体の設立趣旨、存在意義、民間の状況等を踏まえ、団体がその事業を実施することが妥当かどうか、また団体が事業を適正に実施しているかという点でも評価を行うなど、充実を図ってまいります。

○**小林委員** ありがとうございます。

繰り返しになりますが、監理団体を、都政を支えるパートナーとして、また積極的に活用していくためには、何より都民目線で都民の理解を得て、都民サービスが向上することを根本としていかなければならない、これが非常に重要であるというふうに思います。ともにこの原点に立脚して、より一層都民のための監理団体となるよう前進させていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。